

指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護 利用料金

(令和8年6月1日)

1、介護給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の料金の1割の額です。ただし、利用者の収入等に応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

【居宅介護】

身体介護中心	利用料金	利用者負担金
30分未満	2,560円	256円
30分以上1時間未満	4,040円	404円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に加えて 3時間から30分を増すごとに 830円	921円に加えて 3時間から30分を増すごとに 83円

家事援助中心	利用料金	利用者負担金
30分未満	1,060円	106円
30分以上45分未満	1,530円	153円
45分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
1時間15分以上 1時間30分未満	2,750円	275円
1時間30分以上	3,110円に加えて 1時間30分から15分を増す ごとに350円	311円に加えて 1時間30分から15分を増す ごとに35円

通院等介助 (身体介護を伴わない)	利用料金	利用者負担金
30分未満	1,060円	106円
30分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
1時間30分以上	3,450円に加えて 1時間30分から30分を増す ごとに690円	345円に加えて 1時間30分から30分を増す ごとに69円

※身体介護を伴う通院等介助の利用料金は、身体介護中心の料金と同額です。

【重度訪問介護】

その他	利用料金	利用者負担金
1時間未満	1, 860円	186円
1時間以上1時間30分未満	2, 770円	277円
1時間30分以上2時間未満	3, 690円	369円
2時間以上2時間30分未満	4, 610円	461円
2時間30分以上3時間未満	5, 530円	553円
3時間以上3時間30分未満	6, 440円	644円
3時間30分以上4時間未満	7, 360円	736円

重度障害者等の場合	利用料金	利用者負担金
1時間未満	2, 140円	214円
1時間以上1時間30分未満	3, 190円	319円
1時間30分以上2時間未満	4, 250円	425円
2時間以上2時間30分未満	5, 310円	531円
2時間30分以上3時間未満	6, 370円	637円
3時間以上3時間30分未満	7, 420円	742円
3時間30分以上4時間未満	8, 480円	848円

障害支援区分6の場合	利用料金	利用者負担金
1時間未満	2, 020円	202円
1時間以上1時間30分未満	3, 010円	301円
1時間30分以上2時間未満	4, 010円	401円
2時間以上2時間30分未満	5, 010円	501円
2時間30分以上3時間未満	6, 010円	501円
3時間以上3時間30分未満	7, 000円	700円
3時間30分以上4時間未満	8, 000円	800円

【同行援護】

その他	利用料金	利用者負担金
30分未満	1, 910円	191円
30分以上1時間未満	3, 020円	302円
1時間以上1時間30分未満	4, 360円	436円
1時間30分以上2時間未満	5, 010円	501円
2時間以上2時間30分未満	5, 660円	566円
2時間30分以上3時間未満	6, 320円	632円
3時間以上	6, 970円に加えて 3時間から30分を増すごとに 660円	697円に加えて 3時間から30分を増すごとに 66円

障害支援区分3の場合	利用料金	利用者負担金
30分未満	2,290円	229円
30分以上1時間未満	3,620円	362円
1時間以上1時間30分未満	5,230円	523円
1時間30分以上2時間未満	6,010円	601円
2時間以上2時間30分未満	6,790円	679円
2時間30分以上3時間未満	7,580円	758円
3時間以上	8,360円に加えて 3時間から30分を増すごとに 790円	836円に加えて 3時間から30分を増すごとに 79円

障害支援区分4以上の場合	利用料金	利用者負担金
30分未満	2,670円	267円
30分以上1時間未満	4,230円	423円
1時間以上1時間30分未満	6,100円	610円
1時間30分以上2時間未満	7,010円	701円
2時間以上2時間30分未満	7,920円	792円
2時間30分以上3時間未満	8,850円	885円
3時間以上	9,760円に加えて 3時間から30分を増すごとに 920円	976円に加えて 3時間から30分を増すごとに 92円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
特定事業所加算(Ⅰ)	次の要件を満たした場合。 ①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達) ②介護福祉士の割合が30%以上 ③重度障害者等の割合が30%以上	基本報酬に 20%加算	左記額の1割
特定事業所加算(Ⅱ)	次の要件を満たした場合。 ①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達) ②介護福祉士の割合が30%以上	基本報酬に 10%加算	左記額の1割
夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)にサービスを提供した場合(1回につき)	基本報酬に 25%加算	左記額の1割
初回加算	新規利用者に対し、居宅介護等計画を作成した当月中にサービス提供責任者が自らサービス提供を行なった場合又は事業所の従業者に同行して訪問した場合	2,000円	200円

緊急時対応加算	家族の入院等による利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護等を緊急に行った場合（月2回を限度）	1,000円	100円
	地域生活支援拠点等で、関係機関との連携調整に従事する者を配置した事業所である場合（上記に加えて）	500円	50円
利用者負担上限額管理加算	障害福祉サービスを複数利用し、利用者負担額の上限額を管理した場合（1月につき）（該当者のみ）	1,500円	150円
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している方にサービスを提供した場合（上越市の場合、頸城区と大潟区を除く地域が該当）	基本報酬に15%加算	左記額の1割
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等は必要な方に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合（1日につき）（特定事業所加算Ⅰの算定事業所を除く）	1,000円	100円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ口）	〔居宅介護・同行援護〕 厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合（1月につき）	所定単位（基本料金、加算・減算料金含む）の×45.6%	左記額の1割
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ口）	〔重度訪問介護〕 厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合（1月につき）	所定単位（基本料金、加算・減算料金含む） ×36.7%	左記額の1割

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

（3）減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
身体拘束廃止未実施減算	次の基準を満たしていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束に係る記録をしていない場合 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、会議の結果を従業者に周知していない場合 ・身体拘束等の適正化の指針を整備していない場合 ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合 	上記基本利用料の1%を減算

虐待防止措置 未実施減算	次の基準を満たしていない場合 ・虐待防止委員会の定期開催と結果の周知 ・従業者の対しての定期的な研修実施 ・担当者の設置	上記基本利用料 の1%を減算
情報公表未報 告減算	情報公表を行っていない場合	上記基本利用料 の5%を減算
業務継続計画 未策定減算	令和7年4月1日以降に次の基準を満たしていない場合 ・業務継続計画の策定 ・研修、訓練の実施 ・定期的な計画の見直し	上記基本利用料 の1%を減算

(4) 利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税世帯に属する方	0円
市民税所得割16万未満の世帯に属する方	9,300円
市民税所得割16万未満以上の世帯に属する方	37,200円

※ 上限額の算定における世帯の範囲・・・18歳以上の利用者：本人及び配偶者

2、介護給付費対象外のサービス利用料金

(1) 交通費

利用者の居住地が通常の事業の実施地域以外にあるとき、地域外における車両の走行が1kmごとに20円（特別地域加算の対象となっている地域は除く）